

報道機関各位

確定申告・町県民税申告期限の延長について

国税庁が所得税の申告期限を4月16日（木）まで延長したことに伴い、新型コロナウイルスによる感染症拡大防止の観点から、所得税及び町県民税の申告期限を延長します。

箕輪町役場申告相談

3月16日（月）まで 箕輪町役場 講堂（現在と同会場）
3月17日（火）～ 3月31日（火） 箕輪町役場 税務課窓口（予約制）
※いずれも土日・祝祭日を除く午前8時30分～11時30分受付

※3月17日以降は規模を縮小して予約制とします。

予約受付日時 3月12日（木） 午後1時～5時
予約受付電話 0265-79-3111 税務課

税務署確定申告受付会場

4月16日（木）まで いなっせ2階（現在と同会場）
土日・祝祭日を除く午前9時～午後4時

その他 3月31日以降の確定申告については、いなっせ会場のみとなります。
できる限り3月16日までの箕輪町役場での申告にご協力をお願いします。

添付資料 有 無

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



箕輪町は、
イクボス・温かボス
イクメンを応援します！

税務課 住民税係
(課長) 日野和政 (担当) 知野 剛
電話：0265-79-3111 (内線) 144・145
FAX：0265-79-0230
E-mail：zeimu@town.minowa.lg.jp